

神戸市住宅改修助成制度 手続きの流れ

申込

- 受付先
要支援・要介護認定者（身体障害者手帳所持者含む）⇒あんしんすこやかセンター
身体障害者手帳を所持し、要支援・要介護の認定申請中⇒あんしんすこやかセンター
身体障害者手帳を所持し、要支援・要介護の認定申請をしていない⇒区役所保健福祉課

訪問調査

- 住まいの改良相談員が申込時に提出された希望工事内容を身体状況等を確認しながら具体的に助成金工事の計画をします。
- 計画の追加は出来ません

審査

- 見積書の査定
※賃貸住宅の場合は所有者の同意書の原本、公営住宅の場合は「模様替え承認通知書」の控えが必要です。
（所有者の同意が得られない場合は工事が出来ません。）

助成事業 決定・交付

- 「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」交付します。
- 事前に財団が申請者に「予定助成額」を電話で連絡します。
（自己負担については施工業者に確認してください。）
- 申請者に電話連絡後「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」を申請者と施工業者に郵送します。

介護保険住宅改修 申請・交付

- 施工業者が「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」の写しを神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入センターに必要書類一式に添付して提出します。
- 同センターによる審査があります。
- 承認後「介護保険住宅改修承認通知書」を交付します。

***** 着 工 *****

助成事業 完了

- 施工業者が、工事完了届や工事箇所の写真を神戸在宅医療・介護推進財団に提出
住まいの改良相談員が工事の完了を確認します。
- 確認が取れ次第「神戸市住宅改修助成金交付決定兼計算内訳書」を申請者と施工業者に送付します。（ご自宅で保管してください。）
※神戸市住宅改修助成金は施工業者の口座に直接振り込みとなります。
（自己負担分は施工業者へお支払いください。）

介護保険住宅改修 完了

- 施工業者が「神戸市住宅改修助成金交付決定兼計算内訳書」を神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入センターへ提出、実績報告をして完了となります。

助成金額はどのように計算されます(計算の一例です)

【計算手順】

- ① 工事金額合計のうち、助成対象工事を 100 万円(介護保険 20 万円含む)まで助成します。
- ② 対象工事は住まいの改良相談員が「訪問調査により決定した改修工事」とします。
- ③ 決定通知書を受け取った後、改修工事を開始してください。
- ④ ②で計算した金額に助成率(下表参照)を掛け合わせた結果が、助成金の額です。

世帯区分(生計中心者の課税状況等)	助 成 率	自己負担率
生活保護	3 / 3	0
市民税非課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税均等割課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税所得割課税	2 / 3	1 / 3
所得税課税(7万円以下)	1 / 2	1 / 2
所得税課税(7万円超)	1 / 3	2 / 3
所得 600 万円超(給与 800 万円超)	助成されません	3 / 3

例えば、生計中心者(世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方)の所得税額が 5 万円の世帯への助成率は、2 分の 1 になります。

訪問調査の結果、20 万円分の介護保険対象工事を含む 134 万円の改修工事が決定した場合、以下のとおり助成額は 40 万円になります。(対象者の介護保険の自己負担割合が 1 割ならば、世帯の負担額は 76 万円になります。)

工事金額合計 134 万円				
助成制度 限度額超過 34 万円	助成制度限度額 100 万円			
	介護保険 20 万円(注1)		助成制度(介護保険除く)上限 80 万円(注1)	
	自己 負担 2万円 (注2)	保険 給付 18万円 (注2)	自己負担 40万円	助成金 40万円 (80 万円×助成率 2 分の 1)
A	B	C	D	E
助成金 E=40 万円 介護保険給付 C=18 万円 世帯の負担 A+B+D=76 万円				

(注1)助成対象工事の内に、介護保険等を利用できる工事がいくら含まれているかや、介護保険住宅改修費等の利用可能額がいくら残っているかに関わらず 20 万円を差引きます。

(注2)B 欄と C 欄の額は、介護保険の自己負担割合により変わります。

<<要注意>>

- 以下のような場合は、助成金の支払を保留したり、一部又は全部を助成しない場合があります。

- ① 住宅改修助成事業決定通知前に施工した場合
- ② 入院、入所などで在宅できない場合…早急に財団の係へ連絡を(078-743-8323)
- ③ 介護保険の有効期間の満了日を迎え、更新をしなかったり更新結果が「非該当(自立)」の場合
- ④ 申込受付日から 1 年以内に完了してください

- 申込者が助成金相当額を含めた工事代金を施工業者に支払い、後に精算をめぐりトラブルが生じたり、工事の出来具合や補償についてトラブルが生じた場合も神戸市並びに神戸在宅医療・介護推進財団は一切関与しませんので、必ず施工業者に確認してください。